

財 関 第 5 9 7 号  
平成 2 0 年 5 月 2 2 日

( 各 ) 税 関 長 殿  
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

財 務 省 関 税 局 長 青 山 幸 恭

税 関 手 続 申 請 シ ス テ ム を 使 用 し て 行 う 税 関 業 務 の  
取 扱 い に つ い て の 一 部 改 正 に つ い て

関 税 定 率 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 政 令 の 整 備 等 に 関 す る 政 令 ( 平 成 2 0 年 政 令 第 1 2 3 号 ) の 一 部 の 施 行 に 伴 い 、 税 関 手 続 申 請 シ ス テ ム を 使 用 し て 行 う 税 関 業 務 の 取 扱 い に つ い て ( 平 成 1 5 年 6 月 3 0 日 財 関 第 6 7 3 号 ) の 一 部 を 別 紙 の と お り 改 正 し 、 平 成 2 0 年 6 月 1 日 か ら 実 施 す る こ と と し た の で 、 了 知 の 上 、 貴 関 職 員 及 び 関 係 者 に 周 知 徹 底 さ れ た い 。

新旧対照表

(別紙)

【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて(平成15年6月30日財関第673号)】

(注)傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2章 監視関連業務</p> <p style="text-align: center;">第4節 旅具通関関係手続</p> <p>(旅客又は乗組員による支払手段又は証券及び貴金属の携帯輸出入申告)</p> <p>4 - 6</p> <p>(1) 外国為替令(昭和55年政令第260号)第8条の2第1項第1号に掲げる支払手段又は証券(以下「支払手段等」という。)及び同項第2号に掲げる貴金属を携帯して輸出し、又は輸入しようとする旅客又は乗組員が、システムを使用して、支払手段等又は貴金属の携帯輸出・輸入申告兼届出を行う場合には、「支払手段等の携帯輸出・輸入申告兼届出」により、携帯して輸出し、又は輸入しようとする支払手段等又は貴金属の種類、金額及び重量等をシステムにより入力し、送信することにより行うものとする。</p> <p>(2) 監視担当部門は、審査及び必要な検査を行った上、許可する場合には、システムを通じて許可情報を登録するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 監視関連業務</p> <p style="text-align: center;">第4節 旅具通関関係手続</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p>